

事業報告書			
医療法人整理番号		40082	
報告期間		令和7年4月1日	
自		令和8年3月31日	
至			
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	医療法人祐圭会	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
分類①	社団 (出資持分あり)		
分類②	その他		
分類③	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	山口県		
	都道府県	山口県	
	市区町村	山口市	
	町名・番地	吉敷佐畑四丁目9番1号	
	建物名		
(3) 設立認可年月日		従たる事務所の記載はこちら	
(4) 設立登記年月日		昭和31年5月15日	
(5) 理事長の氏名	姓	山本	
	名	二郎	
役員及び評議員の人数		5	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)		記載はこちら	
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)		記載はこちら	
(2) 附帯業務		記載はこちら	
(3) 収益業務		記載はこちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら	
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設		記載はこちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

(開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

様式2

法人名 医療法人 祐圭会

所在地 山口県山口市吉敷佐畑四丁目9番1号

※医療法人整理番号 4 0 0 8 2

財 産 目 録 令和 8 年 3 月 3 1 日現在

1. 資 産 額	1,794,767 千円
2. 負 債 額	26,065 千円
3. 純 資 産 額	1,768,702 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,211,158
B 固 定 資 産	583,609
C 資 産 合 計 (A + B)	1,794,767
D 負 債 合 計	26,065
E 純 資 産 (C - D)	1,768,702

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,211,158	I 流動負債	21,877
現金及び預金	1,084,052	買掛金	7,398
事業未収金	90,391	未払金	7,451
有価証券	3,143	未払法人税等	141
たな卸資産	5,847	未払消費税等	511
その他の流動資産	4,802	預り金	6,375
前払費用	466	未払法人税等	
未収金	22,164	未払消費税等	
その他の流動資産	289	前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	583,609	II 固定負債	4,187
1 有形固定資産	566,166	その他の固定負債	4,187
建物	277,040	長期借入金	
構築物	12,619	繰延税金負債	
医療用器械備品	23,091	その他引当金	
その他の器械備品	44,404	その他の固定負債	
車両及び船舶	789		
その他の有形固定資産	6,643		
土地	201,577		
その他の有形固定資産			
		負債合計	26,065
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	6,883	I 基金	4,400
その他の無形固定資産	282	II 積立金	1,764,302
ソフトウェア	6,600	その他積立金	2,000
その他の無形固定資産		その他積立金	2,892,000
		繰越利益積立金	1,129,697
3 その他の資産	10,559	III 評価・換算差額等	
その他の固定資産	5	その他有価証券評価差額金	
長期貸付金	720	繰延ヘッジ損益	
その他の固定資産	190		
その他の固定資産	630		
繰延消費税等	9,014		
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	1,794,767	負債・純資産合計	1,794,767

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人祐圭会
所在地 山口県山口市吉敷佐畑四丁目9番1号

医療法人整理番号 40082

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			597,342
2 事業費用			
(1) 事業費	661,974		
(2) 本部費	0		661,974
本来業務事業損失			64,632
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
附帯業務事業利益			0
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
	事業損失		64,632
II 事業外収益			
受取利息	1,434		
その他の事業外収益	50,882		52,316
III 事業外費用			
支払利息			
その他の事業外費用	4		4
	経常損失		12,320
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益			0
V 特別損失			
固定資産売却損	1,526		1,526
その他の特別損失			
	税引前当期純損失		13,846
	法人税・住民税及び事業税	141	
	法人税等調整額		141
	当期純損失		13,987

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 祐圭会
所在地 山口市吉敷佐畑4-9-1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者 なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者 なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人祐圭会

理事長 山本 二郎 殿

私（注1）は、医療法人祐圭会の令和8会計年度（令和7年4月1日から令和8年4月1日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月25日

医療法人祐圭会

監事 中野 勉

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。